

〔参考〕

- 1 特定個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業所編）」
- 2 「世界最先端 IT 国家創造宣言」平成 27 年 6 月 30 日閣議決定（当初平成 26 年 6 月 24 日）

I. 基本理念

再生する日本の礎である情報通信技術（IT）の利活用

我が国は、今、日本再興に向けたチャンスを掴みつつある。2013 年 6 月、政府は、成長戦略の柱として情報通信技術（IT）を経済成長のエンジンと位置付け、閉塞感を打破して再生する我が国を牽引することを企図し、政府の IT 戦略として、世界最高水準の IT 利活用社会を実現するとする「世界最先端 IT 国家創造宣言」（以下「創造宣言」という。）を策定した。

その上で、同月に新たに任命された内閣情報通信政策監（以下「政府 CIO」という。）を中心に、府省庁の縦割りを打破して「横串」を通すことにより、政府が一丸となって創造宣言の推進に取り組んできた。

2 年間にわたるこれらの取組により、一部分野では実効的な成果を上げるなど、我が国における IT 利活用に係る基盤は整備されつつある。

【代表的な成果の例】

- 電子行政分野において、政府情報システム改革の推進により、2014 年度末時点の見込みとして、2018 年度までにシステム数の約 6 割の削減（目標：半減）、2021 年度をめどに運用コストの約 2 割の圧縮（目標：3 割）を実現予定。
- 農業分野において、輸出 1 兆円を軸とした農業の産業力強化に向けた基盤を整備。具体的には、農業情報創成・流通促進戦略の策定と、標準化ロードマップ及び個別ガイドラインの策定。
- オープンデータ分野において、オープンデータの利活用を促進する基盤となる、データカタログサイト「DATA.GO.JP」を本格稼働。各府省庁等からの 13,038 件のデータセット収録。
- マイナンバー制度の利活用に向けた基盤の整備。具体的には、マイナンバー制度の円滑な導入に向けたシステム改修や、マイナポータル機能・要件整備等。
- 個人情報保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を推進するための基盤である個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）等の改正法案を 2015 年国会に提出。等

このような取組は、国際的にも認められつつある。例えば、国連経済社会局(UNDESA)が、国連加盟 193 カ国を対象とした「国連電子政府調査」に基づいて、2014 年 6 月に発表した電子政府の世界ランキングにおいて、我が国は前回 2012 年の 18 位から一気に順位を上げ 6 位に入った。また、2015 年 4 月、世界経済フォーラムが各国・地域の IT 分野の競争力を比較して発表した「2015 年版世界 IT 競争力報告」において、我が国の総合順位は 143 カ国・地域の中で 10 位と前年より 6 つ順位を上げ、中でも、政府部門における IT の活用度は前年 22 位から 7 位へ、円滑な法整備を示す「政治・規制環境」も前年 16 位から 8 位へと、大きく躍進することとなった。

しかしながら、実際には、世界最先端 IT 国家の構築に向けた取組は、まだ始まったばかりである。この 2 年間に整備してきた IT 利活用基盤を活用しつつも、世界最高水準の IT 利活用社会を国民が実感できるようにするべく今後取り組むべき課題は、山積しているのが現状である。

「真の豊かさ」の追求を通じた、世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルの構築

(1) 未来社会の産業構造、社会変革の中心としての IT 利活用

技術の進展に伴い、IT をめぐる産業構造は今後に向けて大きく変わりつつある。「ヒト」、「モノ」、「カネ」と並んで、「データ」は今後の新たな資源となるものであり、特にビッグデータの時代においては、「データ」の活用、すなわち IT の利活用こそが、経済成長をもたらす鍵であるとともに、課題解決にもつながるものであるとの認識は近年浸透しつつある。このような中、分野・領域を超えた「データ」の収集・蓄積・融合・解析・活用が、新たな付加価値を創造するとともに、変革のスピードを向上させ、産業構造・社会生活にイノベーションを可能とする社会の構築につながるものと期待されている。

このようなビッグデータの利活用は、近年の更なる技術の進展に伴い、進化を遂げつつあり、未来社会における産業創造、社会変革の中心になりつつある。特に、コンピュータに入力した情報をやり取りする時代から、様々なモノにセンサ等が埋め込まれ、収集された多量の情報がインターネットでやり取りされる、いわゆる IoT (Internet of Things) の時代へと移行しつつある中、今後、あらゆるものがデジタル化・ネットワーク化されることにより、経済社会に係る全ての活動の状況がデータとして捉えられるような時代の到来が見込まれる。また、そのように集められた多量、多様のデータが、リアルタイムにビッグデータとして収集・蓄積され、人工知能 (AI : Artificial Intelligence) としての解析・判断が現実の経済社会活動に組み込まれることにより、きめ細やかに、かつ効率的に活動ができる「超スマート社会」が到来することが見込まれる。このような超スマート社会は、道路交通分野、農業分野、エネルギー分野等に限らず、今後、様々な分野に拡大されていくことになる。

世界最先端の IT 国家を目指していくためには、このように IT の利活用が未来社会における産業創造、社会変革の中心になりつつあるとの認識の下、グローバルな IT 環境の変化も視野に入れつつ、マイナンバー制度などこれまでの IT 利活用基盤を積極的に活用しつつ、

我が国が直面する社会的課題に対応した IT 利活用社会像をより明確に意識した上で、IT 利活用の深化を通じた経済社会の成長を加速していかなければならない。

(2) 社会的課題の解決と実感できる「真の豊かさ」の実現

我が国は、少子高齢化が進展する中、未曾有の課題に直面しつつある。世界に類を見ないスピードでの超高齢社会の到来に備え、それに伴う労働人口の減少や社会保障給付費の増大、いまだ不安をぬぐえない大規模自然災害への対策、高度経済成長期に集中的に投資した社会インフラの老朽化、エネルギーの安定供給と経済性の確保、食料自給率の伸び悩みなど、多くの課題に直面しており、先進諸国の中でも群を抜く課題先進国と言える。

また、地方においては、我が国における人口減少を契機に、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル（悪循環の連鎖）に陥るリスクが高い状況にあり、地方の弱体化を通じた日本社会全体の活力の低下が懸念されている。

IT は、あらゆる領域に活用される万能なツールであり、経済成長のエンジンとなるだけでなく、これらの諸課題を柔軟かつ強力に解決することを可能とするものである。

このため、世界最先端の IT 国家を目指すに当たっては、単に IT 利活用の深化を進めるだけでなく、これらの諸課題を解決するような世界の範たる課題解決型の IT 利活用モデルを構築することにより、国民一人ひとりが実感できる「真の豊かさ」を追求していくことが必要である。

ここで追求すべき「豊かさ」とは、IT 利活用により効率性の向上のみを求めることによって得られるような物質的・経済的な豊かさではない。積極的かつ果敢に IT を利活用することにより、新たなサービスの創出等を通じた経済成長、女性や高齢者を含む雇用創出に加え、安全・安心・公平で、便利かつ豊かさを実感できる社会を構築することによって、国民一人一人が、彩りのある日々の生活を前向きに生きることを後押しするような「真の豊かさ」であり、このような社会を実現することが、我が国が切り開くべき未来である。

IT を利活用した課題解決に向けた 4 つの柱

このような新たな認識の下、課題先進国である我が国が、引き続き、IT を経済成長のエンジンとして位置付け、我が国の経済再生、課題解決に貢献する観点から、従来の創造宣言を改定する。

新たな創造宣言では、情勢変化を踏まえつつ、引き続き今後 5 年程度の期間（2020 年まで）に、世界最高水準の IT 利活用社会の実現と、その成果を国際展開することを目標として取り組むものとする。その際、セキュリティなど国民の安全・安心に最大限配慮するとともに、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機会を積極的に活用するものとする。

また、その目指すべき世界最高水準の IT 利活用社会としては、これまで整備してきたマ

イナンバー制度などの IT 利活用基盤を積極的に活用し、未来社会の産業創造、社会改革を念頭に置きつつ、世界に先駆けて「課題解決型 IT 利活用モデル」を構築し、国民が実感できる「真の豊かさ」を実現することに重点を置くものとする。

その上で、この目標に向けて IT 利活用に係る施策を推進するに当たっては、社会全体のビジネスプロセス等の改革や新たなビジネスモデルを構築することによってもたらされる「革新性（イノベーション）」と、それらの革新性の基盤として、データやソフトウェア・情報システムを社会全体で分野横断的に有効活用を促進する「標準化による汎用性・継続性」という、IT 利活用の特徴である 2 つの観点に配慮しつつ、進めることになる。

このような観点に立ち、多くの課題に対して効果的・効率的・重点的に諸課題に対応するため、新たな創造宣言では、次の 4 項目を柱として、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を推進する。

IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会

IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

このような取組を推進するに当たっては、引き続き、政府 CIO の高度な府省庁間の政策的調整を行う権限や、府省庁横断的な計画や経費見積もり方針を作成する権限等を基に、政府 CIO を司令塔として、省庁の縦割りを打破して「横串」を通す取組を積極的に推進する。

また、これらの IT に関する政府全体の政策の推進に当たっては、IT が社会変革の中心になりつつあることを踏まえ、従来にも増して、サイバーセキュリティ戦略本部、知的財産戦略本部、まち・ひと・しごと創生本部、宇宙開発戦略本部、健康・医療戦略推進本部、経済財政諮問会議、産業競争力会議、規制改革会議、総合科学技術・イノベーション会議等とも密接に連携し、推進するものとする。

なお、取組の進捗状況や成果を評価できるよう、可能な限り、定量的な評価指標（KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator））を示すこととした（KPI については、本戦略を推進する過程において、より適切な評価指標となるよう、不断の見直しを行うこととする。）

また、本戦略の遂行においては、引き続き「具体的に、誰が（担当府省庁）、何を（取組）、いつまでに（スケジュール）」を明確にする、「工程表」を併せて策定し、立ち止まることなく継続的に、PDCA サイクルを実行、持続的な深耕と発展を行っていく。

その際、日本再興戦略が、「常に進化していく成長戦略」として、施策の追加・深掘りなどの改定を行うとされていることを踏まえ、その柱である本戦略についても、政府 CIO を中心とした新戦略推進専門調査会等における PDCA サイクルの推進管理を踏まえつつ、その充実・加速化に向けた改定を進めるものとする。

1. IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会

IoT 時代の到来や、公共データのカタログサイト「DATA.GO.JP」の整備、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」の 2015 年通常国会提出、また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行など、本戦略の推進の下、我が国における IT 利活用基盤は整備されつつあり、大きく変革の時を迎えた。

この機を捉え、社会全体の IT 利活用を一気に加速させるため、制度的、技術的環境の進展に伴った枠組みの構築について、新たな法律の制定も視野に検討を行い、法制上の措置等を講ずることにより、我が国の未来に向けた成長を実現する。また、IoT 時代の到来を踏まえ、ビッグデータを利活用した新たなビジネスモデルの構築など、産業が有する潜在能力を強化し、新たな雇用を創出し、成長する社会を実現する。

2. IT を利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

従来の電子行政サービスの取組の中には、サービスの電子化・ワンストップ化に一定の成果を上げているものも見られるが、多くはあくまでも窓口・紙が基本で、オンライン・電子化は補助的手段であった。また、これに加え、府省庁間あるいは省庁組織内の縦割りの構造が原因となって、国民にとっては、必ずしも使い勝手の良いサービスとはなっていないかった。

一方で、近年、技術の発展に伴い、効率性等の観点から、クラウドサービスの積極的な活用が求められている。

また、導入に向けた取組が進められているマイナンバー制度は、実社会やオンラインの本人確認手段を提供し、安全・安心にオンラインサービスを利用できる基盤となる「個人番号カード」、自己情報の閲覧等を可能とし、暮らしに係る利便性の高い官民のオンラインサービスを提供する「マイナポータル」という、今後、様々な場面や分野において IT 利活用促進に係る重要な基盤となるインフラを提供し、国民生活の安全・安心・公平・豊かさを実現するものである。

今後は、全ての行政サービスが電子的に受けられることを原則とし、クラウド及びマイナンバー制度の徹底活用により、オープンで利便性の高い公共サービスを提供し、電子行政サービスがワンストップでどんな端末でも受けられる「便利なくらし」社会を実現する。

こういった取組に加え、データ駆動型の行政運営に取り組み、革新的かつ透明性の高い電子政府の実現を目指す。今後、政府においては、組織や業務の壁を越えた分野横断的なデータの利活用を含め、データを駆使した行政運営を強化し、政策企画や評価の高度化、サービスの品質向上、行政運営の効率化を図る。

III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

「 ． 目指すべき社会・姿」を実現するため、府省庁横断的な課題については、積極的に「横串」を通し、以下に示す取組を進める。具体的取組に当たっては、可能な限り、KPIを設定し、IT 総合戦略本部の下で、推進管理を行う。

また、取組を進めるに当たって、障害となる規制・制度やルールについては、積極的に見直しを進めるとともに、関係府省庁が連携して、重点課題について、政策資源を集中投下し、成功モデルを実証するプロジェクトを推進すること等により、本戦略において目指すべき社会・姿を実現する。

あわせて、これらの取組を通じた課題解決の成功モデルの国際展開を図る。IT 利活用の深化により未来に向けて成長する社会

(1) 新たな IT 利活用環境の整備

マイナンバー制度やパーソナルデータに関する法律の見直し等により、様々な分野において「IT 利活用基盤」が整いつつある中、これらの基盤を最大限に活用し、生活のあらゆる場面における IT 利活用をより一層加速させるため、現状の枠組みの抜本的な見直しを図り、国民生活の安全・安心・公平・豊かさの実現と産業振興を推進する。そのため、電子的処理や情報の高度な流通性の確保等を基本原則としつつ、安全・安心に情報の流通を担う代理機関（仮称）の創設、マイナンバー制度等を活用した各ライフイベントに応じた申請等の手続の電子化・ワンストップ化、シェアリングエコノミー等の新たな市場を活性化させるための措置について検討を行い、次期通常国会から順次、必要な法制上の措置等を講ずる。

加えて、データを活用した新たなビジネスモデルの創出や企業のセキュリティ経営を促進する環境を整備するため、法制上の措置を含めた検討を行い、順次必要な措置等を講ずる。

あわせて、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン（2013 年 12 月 IT 総合戦略本部決定）」及び 2015 年 6 月 IT コミュニケーション活用推進戦略会議にて「IT 利活用に係る基本指針～安全・安心と利活用のバランスを踏まえて～」が取りまとめられ、対面・書面原則を転換し、電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とし、IT 利活用を最大限に推進できるような制度への見直しを進めることとしており、必要な法制上の措置等を検討する。

特に、電子行政サービスにおける認証の在り方については、スマートフォンやタブレット端末、テレビ等を通じた IT の利活用を念頭に、本人確認手続規定の類型化を図り、契約締結や役務の利用に係る利用者の利便性向上とプライバシー保護、本人確認の正確性の担保との両立を図るオンライン利用を前提とした本人確認手続等の見直しについて検討を進める。

また、ビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT 総合戦略本部の下に設置された検討組織等において検討した、データの活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立に配慮したデータ利活用ルールの明確化、マイナンバー制度における「特定個人情報保護委員会」の機能・権限の拡張などの整理を踏まえた第三者機関である「個人情報保護委員会」(プライバシー・コミッショナー)の体制整備、個人データを加工して個人が特定される可能性を低減した

データの個人情報及びプライバシー保護への影響に留意した取扱い等を含む「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」を 2015 年通常国会に提出した。

さらに、2015 年以降、法案の成立・施行に関する状況を踏まえ、国際的な連携にも配慮しつつ、政令、委員会規則及び新たな個人情報保護ガイドラインの策定の着実な実施、同意取得手続の標準化などの取組の推進、個人情報保護委員会の体制強化及び IT 化の推進など、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

なお、行政機関や独立行政法人等が保有するパーソナルデータの利活用の仕組みについては、改正個人情報保護法の規定の趣旨を踏まえて検討を行い、この検討結果に基づき改正個人情報保護法の施行日までに所要の措置を講ずる。

(2) ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進

(3) 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進

これまで「電子行政オープンデータ戦略」等に基づき、データ公開の側面を中心に環境整備を行ってきたが、今後は、同戦略に掲げたオープンデータの意義・目的を踏まえたこれまでの取組を継承しつつ、利活用の促進を意識した対応を行っていく必要がある。

オープンデータは地域住民、コミュニティ、地方公共団体等の課題の発見(見える化)・解決、さらには超高齢社会の到来に備えた我が国全体の課題の発見・解決等につながることを期待されていることを踏まえ、「課題解決型のオープンデータの推進」に発想を転換する。

このような認識の下、府省庁においては、オープンデータ推進による課題の発見(見える化)を図るとともに、各々の重点施策等をはじめ、所掌分野における諸課題への対応を検討するに当たっては、その解決の一手段としてオープンデータによる対応の可否を検討するものとする(府省庁の政策決定過程にオープンデータによる対応の検討をビルトイン化)。さらに、そのユースケースの情報発信を行うこととする。

3. IT を利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会

(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現

...

さらに、マイナンバー制度のインフラを活用して、医療機関の窓口において、医療保険

資格をオンラインで確認できるシステムを整備することにより、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする仕組みを整備する。加えて、オンライン資格確認の基盤を活用して、医療等分野に用いる番号を早期に導入する。

また、高齢者の自立支援・社会参加を促進し、生活の質の向上に資する、医療・介護や生活支援サービスに関するセンサ技術やロボット技術等の開発実証・実用化等を行う。

あわせて、生活習慣病の個人疾病管理など患者・個人が自らの医療・健康情報を一元的、継続的に管理し利活用する仕組みを推進する。また、患者自身が服薬情報をいつでも、どこでも入手し、薬局薬剤師等から適切な服薬指導等を受けられるよう、電子版お薬手帳の更なる機能性の向上について検討を行い、2018年度までを目標とする医療情報連携ネットワークの全国各地への普及と併せて国民への普及を進める。

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

経済成長のツールとしてマイナンバーの積極的な利活用を図る上では、国民の個人情報保護に関する不安に鑑み、十分な情報セキュリティ対策を講ずることが重要である。

マイナンバー制度の導入に当たっては、制度上・システム上の両面から様々な安全管理措置を講じており、例えば、各行政機関の個人情報は、各行政機関で分散して管理され、個人情報が入る一つの機関において一元管理されることはなく、これまで通りの管理主体が責任を持って管理することとなっている。

また、各行政機関間で情報提供ネットワークシステムを通じた情報のやり取りをする際には、マイナンバーそのものを連携キーとするのではなく、情報提供ネットワークシステムから機関ごとに異なる符号を振り出し連携キーとする方式を採用しており、他の行政機関との間は遮断されることとなる。さらに、独立した第三者機関である特定個人情報保護委員会がマイナンバーの取扱いに関する監視監督を行うほか、万が一、正当な理由なくマイナンバー付きの個人情報ファイルを提供した場合等は重い罰則が科せられることとしている。

今後も、必要に応じた各種ガイドラインの見直し等により、人的対応や内部管理の問題に対応しつつ、更なるセキュリティ対策の強化を進めていく。

マイナンバー利活用範囲の拡大

マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進めてきた分野のうち、戸籍事務については、戸籍事務を処理するためのシステムの在り方等と併せて検討するために立ち上げた有識者らによる研究会において、2016年2月以降の法制審議会への諮問を目指し、必要な論点の洗い出し、整理等の個別具体的な検討を進め、2019年通常国会をめぐりに必要な法制上の措置を講ずる。

旅券事務については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、2019年通常国会をめぐりに必要な法制上の措置等を講ずる。

更に、在留届など在外邦人の情報管理業務に加え、証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019 年通常国会をめぐりに必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。

個人番号カードの普及・利活用の促進

2016 年 1 月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017 年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用や ATM 等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報の保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017 年 7 月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カードなどの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017 年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019 年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017 年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が 6 千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの 2019 年度中の開始を目指し、検討を進める。

マイナポータルの構築・利活用

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017 年 1 月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を 2017 年度から順次開始する。

また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容

易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体での上記システムの利用を可能とする。

法人番号の利活用推進

法人番号については、行政機関が法人に係る情報を公開する際の併記や、既存の法人に係る各種の番号との連携により、法人に係る情報についての検索・利用を容易にし、その利用価値を高める。

(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供

従来政府が担っていたサービスの提供機能を民間にも開放し、官民の協働によって、より利便性の高い公共サービスを創造する。国民がステークホルダーとして積極的に参加できるよう、クラウドを活用したオープンな利用環境を、データ・フォーマット、用語、コード、文字等の標準化・共通化、アプリケーション・インターフェイス(API)の公開等を行いつつ整備する。特に文字の標準化・共通化に関しては、今後整備する情報システムにおいては、国際標準に適合した文字情報基盤を活用することを原則とする。

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、スマートフォンやタブレット端末など適切なチャネルでサービスを提供する。

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(2014年4月1日各府省CIO連絡会議決定)及び「行政分野におけるオープンな利用環境の整備に向けたアクションプラン」(2014年4月25日各府省CIO連絡会議決定)を踏まえた取組を推進する。さらに、政府のWebサイトについては、「Webサイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本的指針」(2015年3月27日各府省CIO連絡会議決定)に基づく取組を推進するとともに、順次APIを公開すること等により、国民にとってより利便性の高いWebサイトへの見直しを実施する。

あわせて、クラウドの活用やマイナンバー制度の導入を見据え、業務改革を計画的に進め、個人情報を含む重要情報の適正な管理のためのセキュリティ対策を講じつつ、利用者が望むワンストップサービスやモバイルを通じたカスタマイズ可能なサービスなど利便性の高いオンラインサービスを提供するとともに、効率的な行政運営を実現する。

(3) 国・地方を通じた行政情報システムの改革

IT投資に当たっては、業務改革を徹底する。各府省庁は、各システムの更改時期等に合わせて、サービス向上や行政運営の効率化・スリム化に向けたビジョン、実現のために必要な法制度・組織・業務上の改革内容及び投資対効果を明確にした具体的な改革プランを策定し、これに沿って計画的に業務・システムの改革を行う。

また、クラウドの徹底活用により、大規模な効率化と縦割りを打破したシームレスな連携、変化への迅速かつ柔軟な対応力の向上を図り、効率的な行政運営と徹底したコスト削減を実現する。

このため、政府の IT 投資に関するポートフォリオ管理を行い、個々の投資の効果を検証し、発現効果の実績を年度ごとに把握する。また、投資の効果の検証を踏まえ、政府情報システム改革に関するロードマップを適宜見直しつつ、政府 CIO の指導の下、重複する情報システムやネットワークの統廃合、必要性の乏しい情報システムの見直し、政府共通プラットフォームへの移行を進める。あわせて、政府共通プラットフォームについては、開発環境やリモート・デスクトップ機能など、政府のプライベートクラウドとしての環境及び機能を整備し、その充実を図る。また、政府情報システムの見直しにおいては、政府共通プラットフォームの活用のほかパッケージソフトウェアの利用も推進する。さらに、民間クラウドサービスの利用に関する基準の整理を行う。

さらに、職員のワークスタイルについて、モバイル端末の利活用等を通じて、情報のデジタル化（ペーパーレス化、デジタルアーカイブ化）の推進と生産性向上を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスや災害時等の業務継続性に配慮したものに变革する。

これらの取組により、2018 年度までに現在の情報システム数（2012 年度：約 1,500）を半数近くまで削減するほか、業務の見直しも踏まえた大規模な刷新が必要なシステムなど特別な検討を要するものを除き、2021 年度をめどに原則全ての政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築し、運用コストを圧縮する（3 割減を目指す）。特に、大規模なシステムについては、政府 CIO によるレビュー等を通じて、運用コストの大幅な削減を図るとともに、利用者視点や業務改革（BPR）を踏まえた、より付加価値の高いシステムへと再構築するための戦略的な取組を推進する。

なお、全国一律の業務・システム内容である地方公共団体等の情報システムについては、適切な費用分担の下、各府省庁による一元的な開発・調達を実施し、それを全国的に共用するなどシステム整備・運用の効率化を推進する。

また、自治体クラウドについても、2017 年度までを集中取組期間と位置付け、業務の共通化・標準化を行いつつ、地方公共団体における取組を加速する（自治体クラウドを中心にクラウド導入市区町村の倍増を目指す）。さらに、国の「政府情報システム改革ロードマップ」の進捗を受け、地方公共団体の情報システム改革を推進する。これらの取組により、地方公共団体の情報システムの運用コストを圧縮する（3 割減を目指す）。

上述の取組については、国民にとって有益で、かつ利便性の高い行政を実現する

ことで経済成長を促進するため、IT 総合戦略本部 e ガバメント閣僚会議の下に、政府 CIO を主査とする「国・地方 IT 化・BPR 推進チーム」を 2015 年 4 月に設置し、「e ガバメント閣僚会議 国・地方 IT 化・BPR 推進チーム第一次報告」（2015 年 6 月国・地方 IT 化・BPR 推進チーム）を取りまとめたところ、これを踏まえ、推進することとしている。

具体的には、2017 年 7 月の地方の情報提供ネットワークシステムの運用開始以降、マイナンバー制度を活用した子育てワンストップサービスの検討を進めるなど、行政サービ

スのオンライン改革を進める。また、来所・紙を前提とした業務プロセスを見直し、組織横断でのサービス設計を行っていくことにより、各府省個別業務の効率化・省力化、行政サービスの改善等に向けた業務改革を進め、政府情報システムに関する運用コストを削減するとともに、公務の能率化に取り組む。

さらに、地方公共団体の情報システム改革を推進するとともに、自治体クラウド未実施の団体においては、業務の共通化・標準化を行いつつ、自治体クラウド導入の取組を加速することにより、当該情報システムのコスト削減を図る。また、自治体クラウド導入団体にあっても更なる業務の共通化・標準化の実施によるクラウド化業務範囲の拡大等クラウドの質の一層の向上を図る。これらを通じて、地方公共団体の情報システムの運用コストの圧縮（3割減）を図るとともに、更なるコスト削減に向けた方策や質の向上策について、2016年夏に結論を得るべく、検討を進める。

（４）政府における IT ガバナンスの強化

政府 CIO による IT ガバナンスを強化し、攻めの IT 投資と無駄の徹底排除を図り、政府全体を通じた戦略的な IT 投資管理を実現する。

このため、政府 CIO の下、政府情報システム改革に関するロードマップの着実な実施に向けた政府情報システムに関する投資計画を予算編成に合わせて策定・推進するとともに、2014 年度から運用を開始した日本版「IT ダッシュボード」（各府省庁の IT 投資の状況等をインターネット経由で一覧性をもって国民が確認できる仕組み。）の充実を図る。

また、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（2014 年 12 月 3 日各府省 CIO 連絡会議決定）等に基づき、低廉で質の高いプロジェクト遂行及びシステム管理の定着化を進める。加えて、政府 CIO 補佐官のプール制の運用、政府情報システム資産管理等のためのデータベースの運用、レビュー制度の運用等を着実に実施しつつ、特に大規模かつリスクの高いプロジェクトに対するモニタリング機能を強化する。

さらに、政府における IT 人材の育成を図るため、研修プログラムの見直し・充実を政府横断的な取組として実施し、各府省庁は、政府 CIO のスタッフ組織及び政府共通プラットフォームなどの府省を横断する大規模プロジェクトの推進組織との間で人事交流を行うこと等により IT 人材の計画的育成・キャリアパスの明確化を図るとともに、府省庁における IT プロジェクトの核となる人材が、プロジェクトのライフサイクルの適切な節目までそのポストに留まるよう、人事ローテーションについても工夫する。

あわせて、政府の情報システム調達に関して、ベンダロックインの解消等による調達コストの削減や透明性向上及び競争力のある市場を構築するための戦略的調達を目指した取組を推進する。このため、府省共通システムの調達等に当たっては、政府 CIO の責任の下、仕様の検討等を行うための体制整備を行う。また、システム要求仕様の府省庁側での作成・明確化、オープンソースソフトウェアの活用や標準化・共通化の推進を行うとともに、統合・集約の推進及び主要な OS 等に対するガバメントライセンスの導入による政府全体としてスケールメリットをいかした調達等を実施する。